

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

<p>行田蓮田線</p>	<p>路線名</p>
<p>蓮田市大字高虫字高都原三四四番一 地先から同市大字高虫字小日洋一 一七番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十一年三月十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十七年一月十三日付け埼玉 県土木整備事務所長告示第二号で 告示した道路予定区域の一部供用 開始である。 延長 三一〇・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>